



福井労発基 1212 第 1 号

令和 7 年 12 月 12 日

福井地方労働審議会

会 長 橋 本 康 弘 殿

福井労働局長

石 川 良 国



福井県眼鏡製造業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法（昭和 45 年法律第 60 号）第 10 条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（令和 5 年福井労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。